

ガイドライン適合事業所認定の 検討経緯及び制度概要について

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会

目次

1. ガイドライン適合事業所認定の検討経緯

- これまでの経緯
- ガイドラインの概要
- 「ガイドライン適合事業所認定」制度の趣旨とメリット

2. ガイドライン適合事業所認定の概要

- 制度の仕組み
- 申請要件
- ガイドラインに基づいた質向上の取組
- 審査における評価の観点
- 申請書類の提出について
- 審査及び認定に係る費用について
- ガイドライン適合事業所認定公式Webサイトのご案内
- 審査認定機関について

1. ガイドライン適合事業所認定の検討経緯

これまでの経緯

平成23年度「ガイドライン」策定

平成25～29年度「ガイドライン」周知・普及

- ①民間教育訓練機関へ周知
- ②厚生労働省HPに掲載
- ③講習会開催・個別相談会開催等

平成28・29年度
「ガイドライン適合事業所認定トライアルテスト」
実施

平成30年度より
「ガイドライン適合事業所認定」
実施

厚生労働省は平成23年度告示の「第9次職業能力開発基本計画」に基づき、公的職業訓練（ハロートレーニング）の大きな担い手である民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスの質の向上を図るため、平成23年に『民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン』（以下、「ガイドライン」という。）を策定。

その後、厚生労働省は「ガイドライン」の周知・普及のため、①民間教育訓練機関への周知の依頼、②厚生労働省HPにおけるガイドライン掲載、③ガイドラインに関する講習会や個別相談会の開催等を実施。

平成28・29年度において、制度の試行実施のためのトライアルテストを実施。

平成30年度より「ガイドライン適合事業所認定」を実施。

ガイドラインの概要(1)

ガイドラインは以下のもので構成されています。

■ ガイドライン本文

職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取組を記載

■ 質向上のための取組例

ガイドラインの項目にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組まれている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載

■ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表

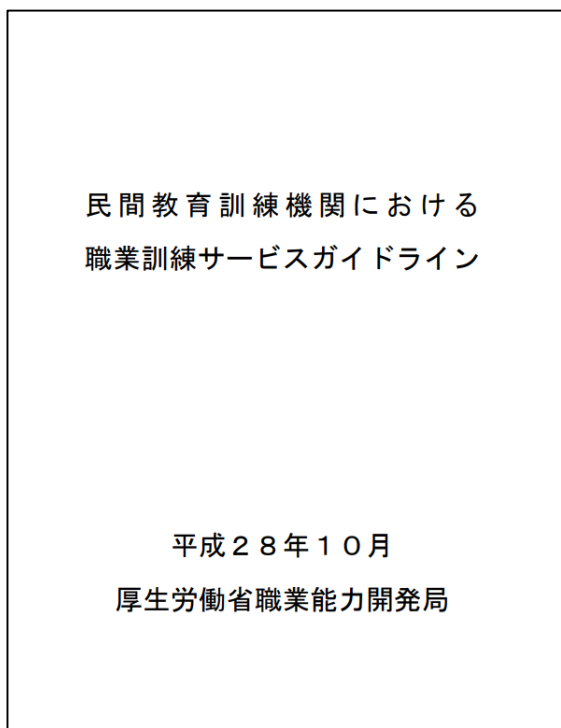
ガイドライン本文の記載事項に対して、各取組の現状を自己診断(確認)するための診断表

※『ガイドライン』は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。

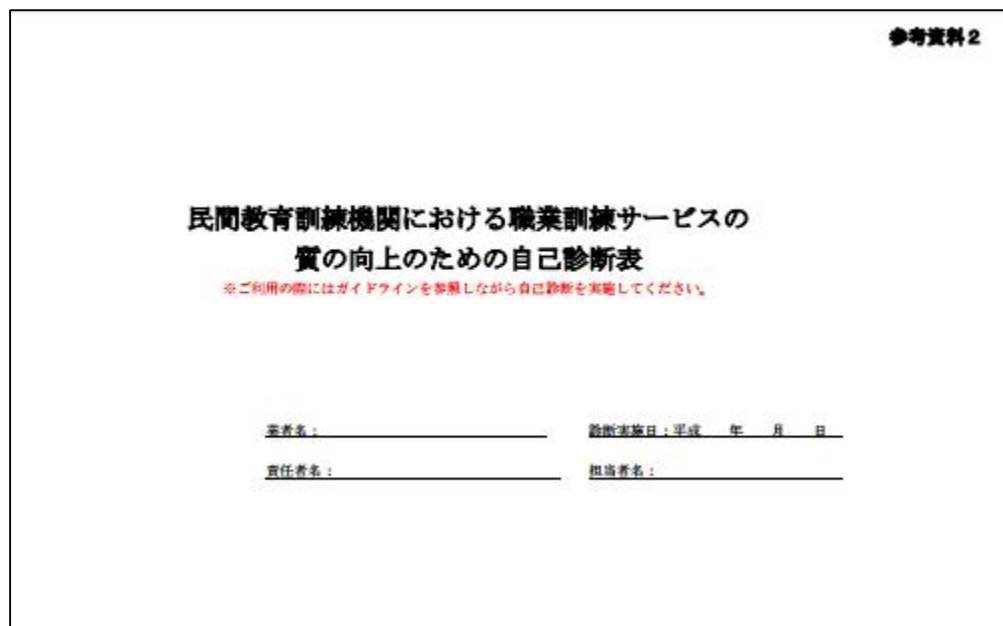
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html)

ガイドラインの概要(2)

- ガイドラインは厚生労働省のHPよりダウンロードできます。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html



ガイドライン本文(全88ページ)



民間教育訓練機関における職業訓練サービスの
質向上のための自己診断表
(ガイドラインに基づく自己診断表)

ガイドラインで示されている指針の概要

◆ 職業訓練サービスについて

- ・ニーズ等の明確化
- ・職業訓練サービスの設計
- ・職業訓練サービスの実施
- ・職業訓練サービスのモニタリング
- ・職業訓練サービスの評価

◆ 民間教育訓練機関のマネジメントについて

- ・マネジメントシステムの確立
- ・事業戦略及び計画
- ・マネジメントシステムに関する情報共有
- ・記録及び文書管理
- ・財務管理及びリスク管理
- ・人事管理並びに人的及び物的資源の管理
- ・見直し及び改善

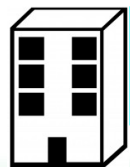
「ガイドライン適合事業所認定」制度の趣旨

ガイドラインに基づいて公的職業訓練¹の質向上の取組を行う民間教育訓練機関²に対して審査を行い、ガイドラインに対する適合の可否を認定する。

1: 公的職業訓練とは、公共職業訓練のうち委託訓練と、求職者支援訓練のことを指します。

2: 民間教育訓練機関とは、あらゆる規模の民間の組織又は個人で、職業訓練サービスを提供する者。職業訓練サービスの提供に関与する全ての協力者を含みます。

「ガイドライン適合事業所認定」制度のメリット



ガイドラインに
基づいた
質向上の取組

民間教育訓練機関

質向上への取組



ガイドラインに
基づいた審査

審査認定機関(審査員)

第三者による審査



適合事業所

認定取得

組織内のメリット

① 訓練の質の向上につながる

- 業務の明確化・明文化
- 課題の洗い出し
- 業務フロー(仕組み)の再構築
- 訓練の質向上について組織内の意識の共有化
- PDCAサイクルを確立・運用することにより、業界を取り巻く環境変化への対応力向上 等

対外的なメリット

② 適合事業所名が公表される(ガイドライン適合事業所認定の公式Webサイト上)

③ 認定証が付与される

2. ガイドライン適合事業所認定の概要

制度の仕組み

- ① **申請**: ガイドライン適合事業所認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、厚生労働省から委託を受けた審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。

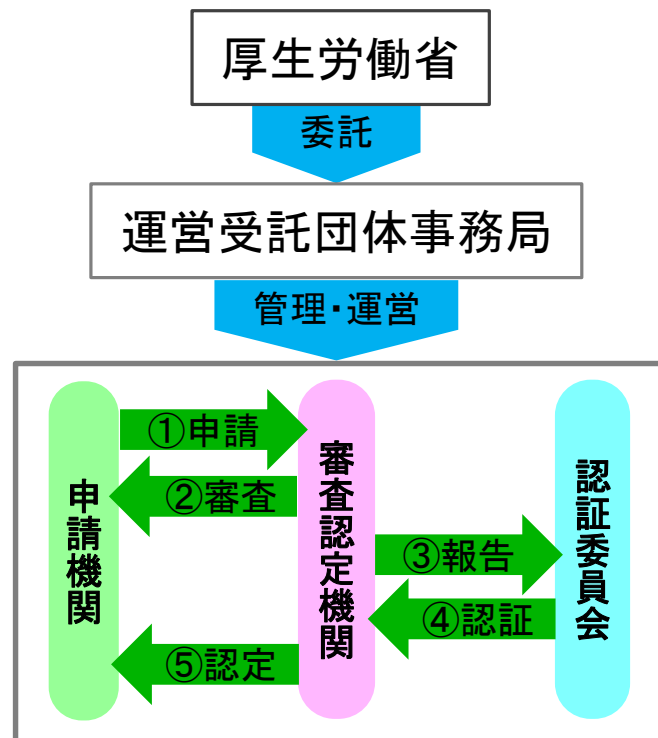
(※申請には、審査認定機関が定める所定の審査認定料がかかります。)

- ② **審査**: 申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が事業所を訪問し現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているかを判断し、認定の可否を決定します。

- ③ **報告**: 審査認定機関は審査結果(認定の可否)を認証委員会へ報告します。

- ④ **認証**: 審査認定機関による審査結果(認定の可否)を認証委員会が認証します。

- ⑤ **認定**: 適合の場合には、審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。



申請要件(1)

- ガイドライン適合事業所認定を申請するためには、原則以下1～10の申請要件を全て満たしていることが必要です。また、審査の対象範囲は事業所単位です。

1. 厚生労働省が定めたガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用)において、自己診断の結果が全て「◎」(できている)であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
2. 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
3. 現在公的職業訓練を実施しているか、又は将来実施する計画があること。

申請要件(2)

4. 公的職業訓練の実施に関して、以下に該当しないこと。
 - ①過去に重大な不正行為等により求職者支援訓練の認定を取り消されたことがある。
 - ②過去に重大な不正行為等以外の理由により求職者支援訓練の認定を取り消されたことがあり、認定取消日から起算して5年を経過していない。
 - ③過去に教育訓練給付制度において講座指定を取り消されたことがあり、指定取消日から起算して5年を経過していない。
5. 直近3年間、租税等の納付を適正に行っていること。
6. 暴力団関係事業主ではないこと。
7. 風俗営業等関係事業主ではないこと。
8. 上記5. から7. に掲げるもののほか、職業訓練の実施に関して不適切な行為並びにその他関係法令の規定に反した行為を行っている又は行ったことがある民間教育訓練機関ではないこと。

申請要件(3)

9. 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ①労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(応募時において、直近2年間の保険料の未納がないこと)。
- ②応募時において、過去3年間に労働関係法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、職業訓練の実施に支障をきたすと判断される者でないこと。

10. 直近の事業年度において、債務超過の状況にないこと。また、組織の経理(決算、財務諸表等)が公表されている等、容易に確認できること。

申請要件(補足)

自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用)の記入例

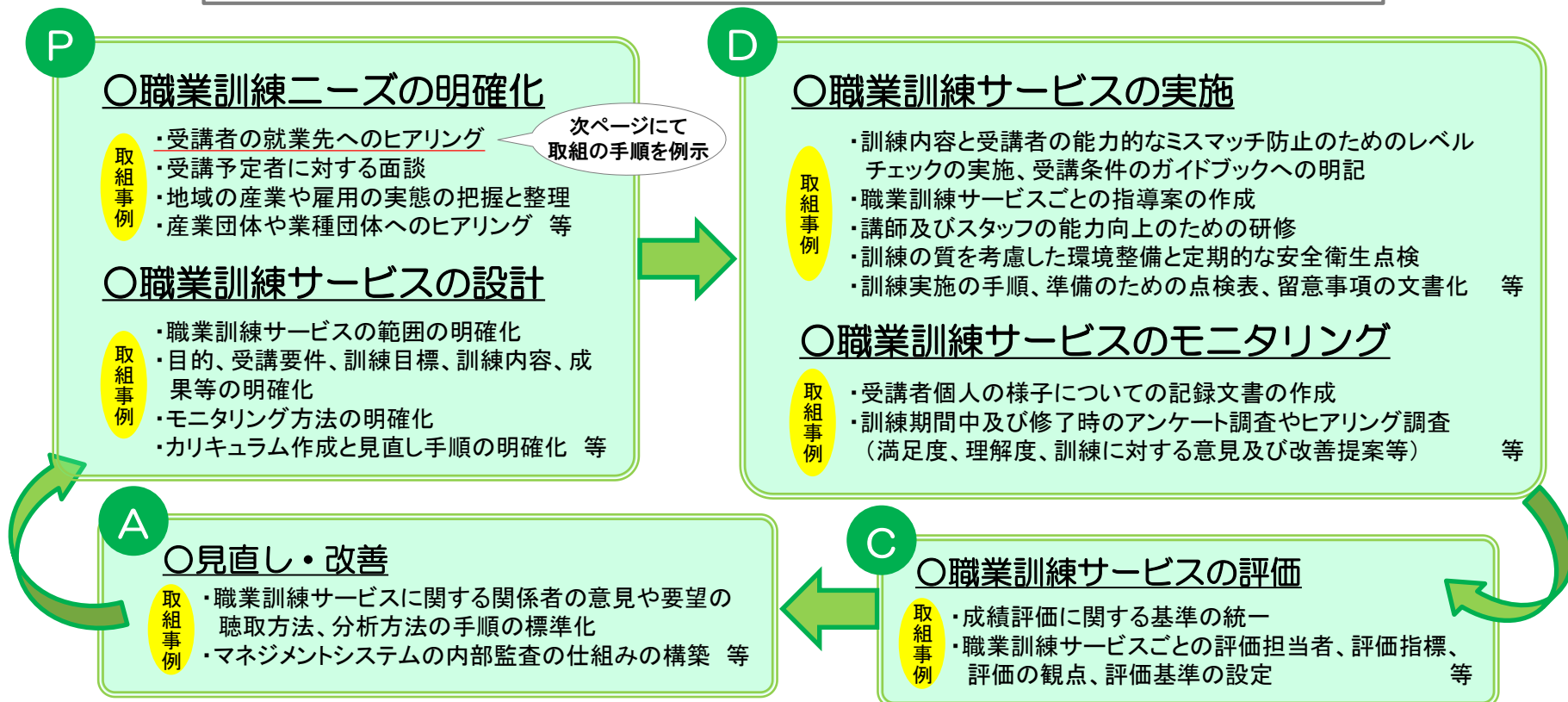
ガイドライン 参照項番	確認事項	自己診断	エビデンス			確認事項に対する取組の概要 (エビデンス名を用いて 具体的に記入ください)	審査員 記入欄
			手順・ マニュアル	証拠・ 記録	その他		
3-1 職業訓練のニーズ等の明確化 (ガイドライン本文P12~P16)							
3-1-1 ①	社会背景と動向を把握していますか?	◎	1	2		2「営業ヒアリングシート」を用いて、「営業ヒアリングマニュアル」に基づき、訓練の委託元へのヒアリングを行っている。	
3-1-1 ②	事業者等のニーズ把握をしていますか?	◎	1	2		2「営業ヒアリングシート」を用いて、「営業ヒアリングマニュアル」に基づき、受講者の就職先として想定される事業者へのヒアリングを行っている。	
3-1-1 ③	受講者のニーズ把握をしていますか?	◎	1	2		2「営業ヒアリングシート」を用いて、「営業ヒアリングマニュアル」に基づき、受講者へのヒアリングを行っている。	
3-1-2	コース設定に当たり、カリキュラムの品質に関する基本理念、基本方針及び品質目標を踏まえ、① ニーズの考慮、② 問題点の把握、③ 訓練方法及び教材の確認の3点に留意していますか?	◎		3a 4a 5a		コース設定の際にはコース開発会議を開き、3a「コース開発会議議事録」の通り、① ニーズの考慮、② 問題点の把握、③ 訓練方法及び教材の確認の3点を含めて、コース内容について審議する。審議の結果を受け、4a「コース開発提案書」及び5a「コース設計書」を作成している。	

「ガイドラインに基づく自己診断表において、自己診断の結果が全て「◎」(できている)である」ことは申請要件です。

→ **実際にガイドラインに基づき公的職業訓練の質向上に取り組んでいることを前提として、審査が進められます。**

ガイドラインに基づいた質向上の取組(1)

～PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営～



事業運営の基礎

① マネジメントシステムの確立

(PDCAサイクルを導入し、責任者を任命した上で品質に関する方針・目標を定め、その目標を達成するためのシステムを確立)

② 事業戦略・計画を文書化

③ マネジメントシステムに関する情報を講師・職員で共有

④ マネジメントシステムの運用状況の記録・文書管理

⑤ 財務管理・リスク管理

ガイドラインに基づいた質向上の取組(2)

取組事例 「受講者の就業先へのヒアリング」についての取組の手順と自己診断表の記入
 ※ガイドラインの指針3.1.1に対する取組例です。全ての指針に対して同様に取組んでください。

①ガイドライン(本文)を読み、指針について理解する

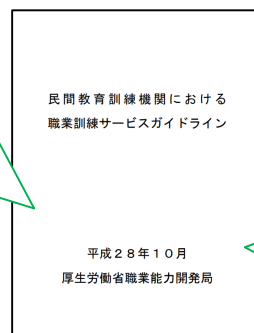
3.1 職業訓練のニーズ等の明確化 (P.12)

3.1.1 ニーズ等の把握

【指針】民間教育訓練機関は、質の良い職業訓練サービスを設計又は開発して提供するに当たり、職業訓練サービスに関する以下のニーズ等の把握等を行う。

- (1) 経済及び雇用失業情勢、産業構造等の社会動向の把握
- (2) 事業所等のニーズの把握
- (3) 受講予定者等のニーズの把握
- (4) 多様なニーズ等の把握
- (5) 「ニーズ等の把握」に関する管理

※【指針の補足説明】もよくお読みください。



「ガイドライン」

②ガイドライン(参考資料)

「職業訓練サービスの質の向上のための取組例」を参考に質向上に取り組む

3.1.1 ニーズ等の把握 (P.52)

【質向上への取組例】

- 事業所等のニーズの把握(事例1)
 事業所に対するヒアリングは、想定される受講者の就業が予想される部門の担当者に直接ヒアリングを行うと率直な意見を把握しやすくなる。

③質向上の取組について自己診断結果を自己診断表に記入する

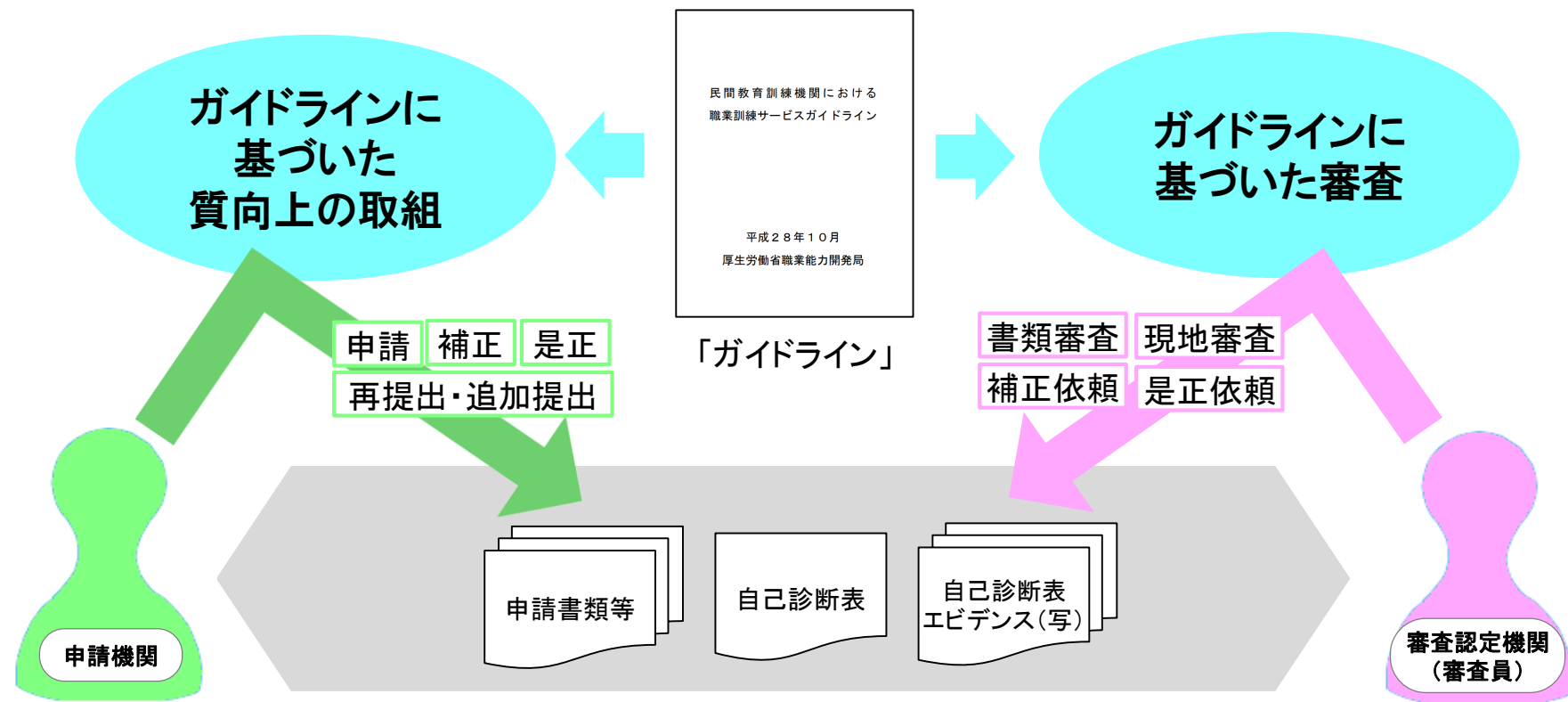


「自己診断表

(ガイドライン適合事業所認定申請用)」

ガイドライン参照項番	確認事項	自己診断	エビデンス			確認事項に対する取組の概要 (エビデンス名を用いて具体的にご記入ください)
			手順・マニュアル	証拠・記録	その他	
3-1	職業訓練のニーズ等の明確化 (ガイドライン本文P12~P16)					
3.1.1②	事業者等のニーズ把握をしていますか?	◎	1	2		2「営業ヒアリングシート」を用いて、1「営業ヒアリングマニュアル」に基づき、受講者の就職先として想定される事業者へのヒアリングを行っている。

審査における評価の観点



申請機関は、公的職業訓練の質向上の取組について、申請書類等・自己診断表・自己診断表エビデンス(写)を用いて認定の申請を行う。

審査認定機関は、ガイドラインに基づいた審査のポイントにより申請書類等・自己診断表・自己診断表エビデンス(写)に基づいて審査を行う。

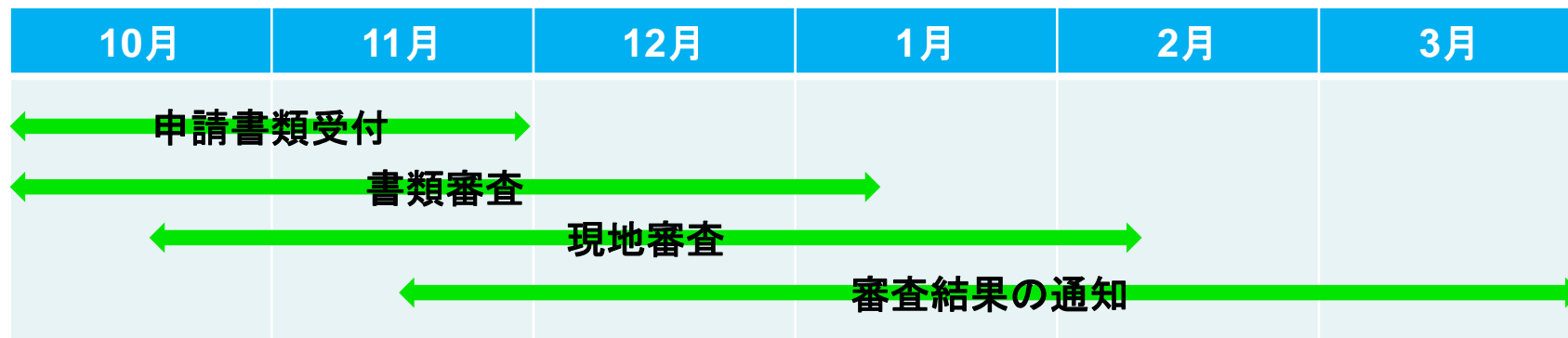
審査認定機関は、公的職業訓練の質向上の取組が、ガイドラインの指針を満たしているか否かを審査します。

申請書類受付期間と審査のスケジュール

- ◆ 申請書類受付開始:10月1日(月)
- ◆ 申請書類受付〆切:11月30日(金)
- ◆ 申請から認定までの期間:2カ月半~3カ月程度

※申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平性を期すために、説明会の全日程が終了した1週間後の9/18(火)より各審査認定機関にて受付をいたします。

※スケジュールは審査認定機関によって異なり、変更となる場合があります。
 ※スケジュールについての詳細及び最新の情報は公式Webサイトにてご確認ください。



- 平成30年度の申請受付予定数は120です。(申請は事業所単位です)
- 申請数が申請受付予定数を超えた場合には、申請書類受付期間の途中であっても、受付を停止することがあります。その場合には、申請書類を返却し、審査認定料を返金します。
- 同一申請機関から多数の事業所について申請がある場合には、申請数について調整をさせて頂くことがあります。

申請書類の提出先と提出方法

申請書類の提出先

- 申請書類は、厚生労働省から委託を受けている審査認定機関へ提出してください。
- 審査認定機関については、公式Webサイトにてご確認の上、申請先となる審査認定機関を選択してください。
- 審査認定機関は3機関あり、それぞれ特徴がありますが、審査内容や手順は同じです。詳細は各審査認定機関へお問合せ下さい。

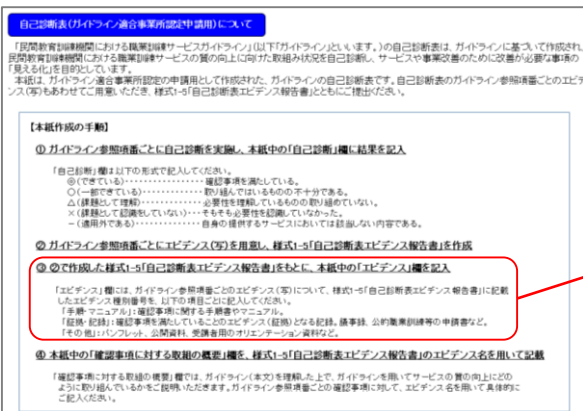
申請書類の提出方法

- 申請書類の提出方法は審査認定機関ごとに異なりますので、各審査認定機関の指示に従いご提出ください。

申請書類の例(申請時の必要書類)

- | | | |
|----|---|--------------------|
| 1 | 申請書(鑑) | |
| 2 | 誓約書 | |
| 3 | 教育訓練実施体制図(組織図) | |
| 4 | 申請機関及び受査事業所基本情報報告書 | |
| 5 | 訓練実施状況報告書 | |
| 6 | 講座内容報告書 | 11 Pマーク証明書類(写) |
| 7 | 講師基本情報報告書 | 12 個人情報保護方針報告書 |
| 8 | 自己診断表 <small>(ガイドライン適合事業所認定申請用)</small> | 13 内部監査報告書(写) |
| 9 | 自己診断表エビデンス(写) | 14 受査事業所保有機材一覧 |
| 10 | 自己診断表エビデンス報告書 | 15 受査事業所保有教室平面図 |
| | | 16 職業紹介事業許可証 |
| | | 17 公的職業訓練認定通知書等(写) |
| | | 18 公的職業訓練申請書類一式(写) |

自己診断表エビデンス(写)について



「自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用)」(P.2)

【エビデンスの例と種別について】

「手順・マニュアル」

: (自己診断表の) 確認事項に関する手順書やマニュアル。

「証拠・記録」

: 確認事項を満たしていることのエビデンス(証拠)となる記録。議事録、公的職業訓練等の申請書など。

「その他」

: パンフレット、公開資料、受講者用のオリエンテーション資料など。

表1 申請書類一覧

申請書類No.	申請書類名及び注意事項	様式	提出必須
1	申請書(表) 提出必須です。	様式1-1	○
2	誓約書 提出必須です。	様式1-2	○
3	就業計画書(表) 提出必須です。 ・就業計画書の提出が求められる場合がある。 ・存在しない場合は申請時に記載する必要は無く提出して頂かない。新たに作成した場合は様式1-3の提出。	様式1-3	○
4	申請機関及び受審事業所等の情報報告書 提出必須です。	様式1-4	○
5	就業計画書(表) 提出必須です。 ・就業計画書の提出が求められる場合がある。 ・存在しない場合は申請時に記載する必要は無く提出して頂かない。新たに作成した場合は様式1-3の提出。	様式1-3-1	○
6	就業計画書(表) 提出必須です。 ・就業計画書の提出が求められる場合がある。 ・存在しない場合は申請時に記載する必要は無く提出して頂かない。新たに作成した場合は様式1-3の提出。	様式1-3-2	○
7	就業計画書(表) 提出必須です。 ・就業計画書の提出が求められる場合がある。 ・存在しない場合は申請時に記載する必要は無く提出して頂かない。新たに作成した場合は様式1-3の提出。	様式1-3-3	○
8	自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用) 提出必須です。 ・ガイドラインを用いた職業訓練サービスの質の向上への取組が、ガイドラインの趣旨を満たしているかを自己診断した上で、申請書に添付する。内容も詳細の上で提出してください。 ・申請書の提出と同時に、自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用)作成の手順書及び「2. 申請書(表)の提出方法」を添付した上で提出してください。 ・自己診断の結果が「○」(できていない)であることが申請要件となりますのでご注意ください。	様式1-5	○
9	自己診断表エビデンス(写) 提出必須です。 ・様式1-5「自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用)」に記載の確認項目ごとに、自己診断結果の証拠・記録(エビデンス)となるものを提出してください。 ・既存の書類の写しや、必要な場合には自由様式にて新たに作成した書類を提出してください。 ・エビデンス(写)に個人情報や機密情報が含まれる、閲覧に制限がある等の場合には、提出方法について、予め審査認定機関へご相談ください。	様式1-5(写)	○

「申請の手引き」
申請書類一覧
(P.6)

【エビデンスに関する注意事項】

- ・様式1-4「自己診断表(ガイドライン適合事業所認定申請用)」に記載の確認項目ごとに、自己診断結果の証拠・根拠(エビデンス)となるものを提出してください。
- ・既存の書類の写しや、必要な場合には自由様式にて新たに作成した書類を提出してください。
- ・エビデンス(写)に個人情報や機密情報が含まれる、閲覧に制限がある等の場合には、提出方法について、予め審査認定機関へご相談ください。

審査及び認定に係る費用について

審査認定料について

- 審査認定料は、ガイドライン適合事業所認定の審査及び認定に係る手数料です。
- 平成30年度ガイドライン適合事業所認定における審査認定料は、40～50万円(税抜)が目安金額になっています。
- 審査認定料には、申請書類の確認に係る費用、書類審査に係る費用、現地審査に係る費用、認定・登録に係る費用が含まれます。
- 審査認定料は、審査認定機関からの指示に従い、金額・支払期限をご確認の上お支払いください。

現地審査旅費について

- 審査認定料の他に、現地審査旅費について審査認定機関から請求されます。

審査及び認定に係る費用の詳細については、審査認定機関に直接ご確認ください。

ガイドライン適合事業所認定 公式Webサイトのご案内

公式WEBサイト

http://www.minkan-guideline-tekigo.info



- ・制度の概要
- ・審査認定のご案内
 - ↳ 「審査認定機関一覧」
(審査認定機関のお問い合わせ先を掲載)
- ・質保証取組の好事例の紹介
- ・よくあるご質問 等

審査認定機関について

平成30年度 審査認定機関

機関番号	審査認定機関名	主な審査領域
01	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 (東京都千代田区)	専門学校及び各種学校など職業訓練を実施している学校法人等
02	一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会 (東京都千代田区)	資格取得や技能習得を目的とした職業訓練を実施している民間教育訓練機関
03	JAMOTE認証サービス株式会社 (東京都中央区)	高度な実務人材の養成を目的とした職業訓練を実施している民間教育訓練機関
		遠隔地を含む地方都市で職業訓練を実施している民間教育訓練機関

※審査認定機関のお問い合わせ先については、公式Webサイト「審査認定のご案内」→「審査認定機関一覧」をご覧ください。

※審査の概要や流れ(申請受付方法、審査手順等)に関しては、公式Webサイト「審査認定のご案内」をよくお読みになった上で、ご不明点については審査認定機関へお問合せください。

※申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平性を期すために、説明会の全日程が終了した1週間後の 9/18(火)より各審査認定機関にて受付をいたします。